



駐車場

基本的な考え方▶

障害者、高齢者等の日常生活上の外出手段として、最も利用されているものが自動車です。そのため、施設に、車いす使用者用の駐車施設を設置することが必要です。また、駐車施設から施設の出入口まで、安全性に配慮した経路を確保することも必要です。

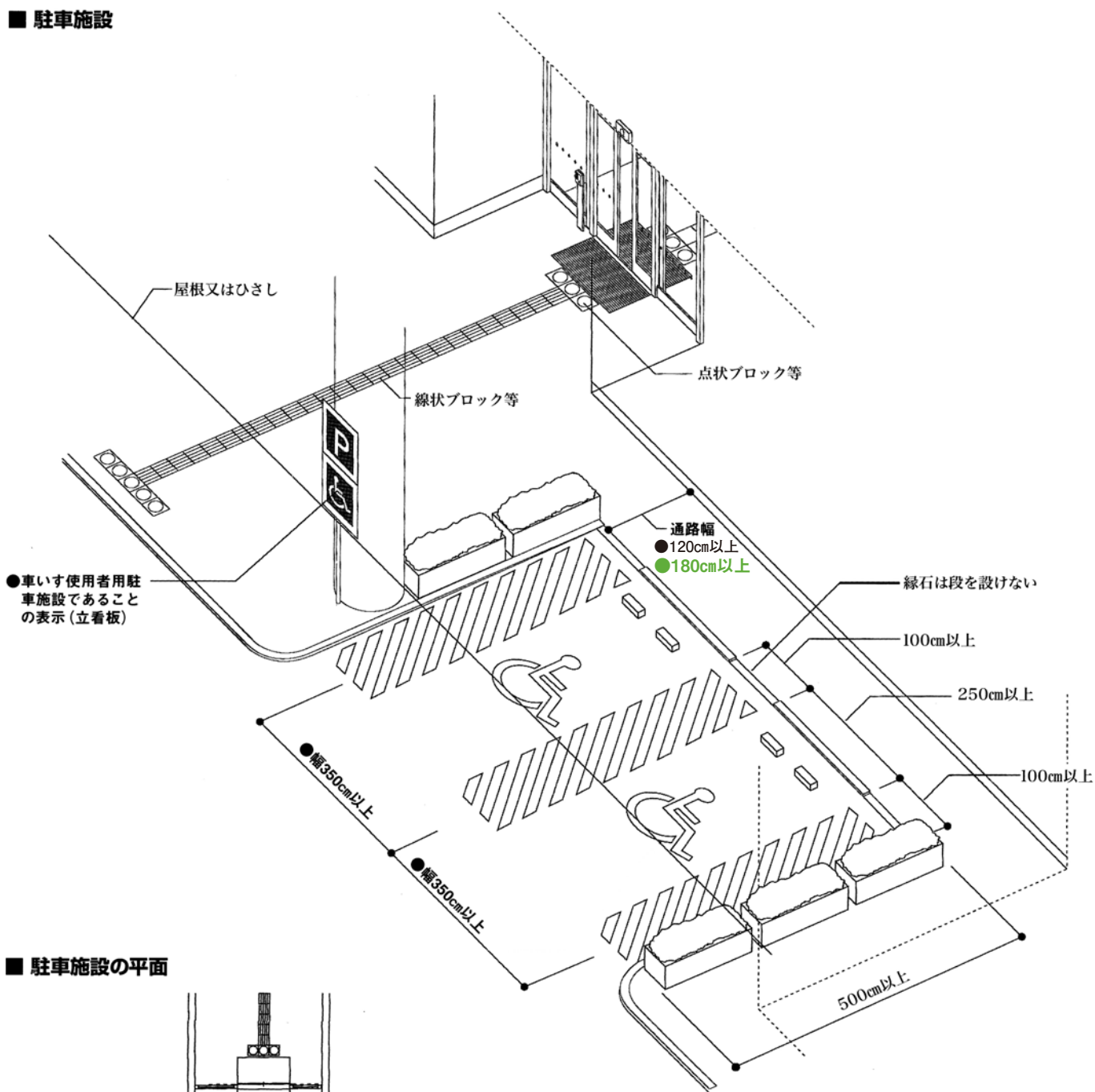
| 整備項目 | 整備基準 | より望ましい基準 |
|---------------------|--|--|
| <p>多数の者が利用する駐車場</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●車いす使用者用駐車施設の設置 (共同住宅等の共用部分についてはこの限りでない) ●設置数 <u>1以上</u> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◆車いす使用者用駐車施設の構造◆</p> <ul style="list-style-type: none"> *車いす使用者用駐車施設から利用居室等までの利用円滑化経路の距離ができるだけ短くなる位置に設置 *幅 350cm以上 *車いす使用者用である旨の見やすい方法による表示(立て看板等) </div> | <ul style="list-style-type: none"> ●全駐車台数が200以下の場合は 1 / 50以上の設置、200を超える場合は 1 / 100 + 2以上の設置 |

解説

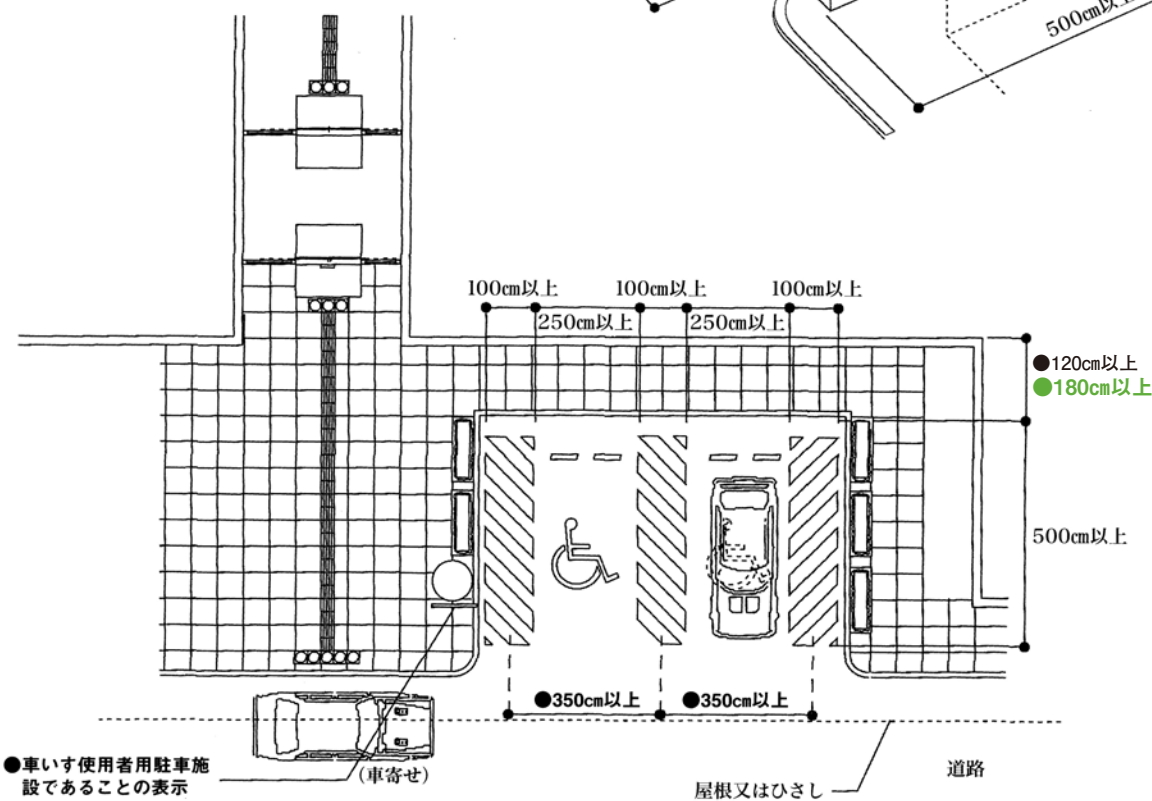
- 公共的施設の出入口までの経路ができるだけ短くなる位置に設ける。屋内駐車場の場合は、エレベーターホールの入り口付近に設ける。
- 整備基準では、多数の者の利用に供する駐車場がある場合には、1以上の車いす使用者用駐車施設を設けることを定め、より望ましい基準では、全駐車台数が200以下の場合は 1 / 50以上、200を超える場合は 1 / 100 + 2以上の車いす使用者用駐車施設を設けることとしている。
- 車いす使用者用駐車施設は、車いす使用者が自立して乗降できるよう十分な乗降スペースを確保するため、駐車ますの幅を350cmとしている。
- 車いす使用者用駐車施設である旨の表示は、車が駐車すると隠れてしまうような箇所ではなく、立て看板等の見やすい方法で表示する必要がある。

●条例による整備基準、●より望ましい基準、細字は標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

■ 駐車施設



■ 駐車施設の平面



■ 駐車場誘導用 標識例



●車いす使用者用駐車施設であることを表示 (車寄せ)



敷地内の通路

基本的な考え方▶

道等から建築物の利用円滑化経路の出入口までを結ぶ敷地内の通路は、必要に応じてスロープを設置することなどにより、障害者、高齢者等が円滑かつ安全に施設に到達できるものとする必要があります。

| 整備項目 | 整備基準 | より望ましい基準 |
|------------------------|--|---|
| <p>多数の者が利用する敷地内の通路</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●有効幅は <u>定め</u>ない ●粗面又は滑りにくい材料による表面仕上げ ●排水溝に溝ぶたを設ける場合においては、当該溝ぶたは、つえ、車いす等の使用者の通行に支障のない構造 | <ul style="list-style-type: none"> ●180cm以上 ●通路に戸を設ける場合は自動開閉等の車いす使用者が容易に開閉できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと ●幅員・通路に設ける戸・昇降機・傾斜路の構造は車いす使用者用駐車施設がない駐車場、階段のみに通ずる通路部分は適用しない。但し、勾配が1/12を超える傾斜路の部分は、両側に手すりの設置、縁端部には5cm以上の立上げ又は側壁を設置 |
| | <p style="text-align: center;">◆段の構造◆</p> <ul style="list-style-type: none"> *有効幅 <u>定め</u>ない *けあげの寸法 <u>定め</u>ない *踏面の寸法 <u>定め</u>ない *手すりの設置 *回り段を設けない構造 (ただし構造上困難な場合、この限りでない) *粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ *識別しやすく、かつ、つまづきにくい構造 *側面が壁でない場合の立ち上がりの設置 | <ul style="list-style-type: none"> *140cm以上 (幅10cm以内の手すりは有効幅に含む) *16cm以下 *30cm以上 *両側に設置 * () 緩和事項は適用しない *段鼻の突き出し等のつまづきの原因を設けない構造 |

| 整備項目 | 整備基準 | より望ましい基準 |
|--------------------------|--|--|
| <p>利用円滑化経路を構成する敷地内通路</p> | <p style="text-align: center;">◆傾斜路の構造◆</p> <ul style="list-style-type: none"> * 幅員 <u>定め</u>ない * 縦断勾配 <u>定め</u>ない * 勾配が $1/12$ を超え、又は高さが 16cm を超え、かつ、勾配が $1/20$ を超える傾斜がある部分には、手すりを設置 * 傾斜路の色と踊場及び敷地内の通路の色の識別(明度、色相又は彩度の差の確保) <p>利用円滑化経路を構成する敷地内通路は前記及び上記のほか、次の定める構造</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 幅は、<u>120cm</u>以上 ● 50m 以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設置 ● 戸を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとする <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと <p style="text-align: center;">◆傾斜路の構造◆</p> <ul style="list-style-type: none"> * 幅員 <u>120cm</u>以上 (段に併設するもの<u>90cm</u>以上) * 勾配は $1/12$ 以下 (高さが 16cm 以下のもの $1/8$ 以下) * 高低差 75cm 以内ごとに踏幅 150cm の踊場の設置 * 縁端部への 5cm 以上の立上がり又は側壁の設置 <ul style="list-style-type: none"> ● 縁端部には高さ 5cm 以上の立ち上がり又は、側壁の設置 ● 地形の特殊性により上記基準の適用が困難である場合の道等は「当該公共的施設の車寄せ」とする | <p style="text-align: center;">より望ましい基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 段がある場合は、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーター等の設置 <p style="text-align: center;">より望ましい基準</p> <ul style="list-style-type: none"> * <u>150cm</u>以上 (階段に併設するもの 120cm 以上) * 勾配は $1/15$ 以下 * 高さが 16cm を超え、かつ、勾配が $1/20$ を超える傾斜がある部分には両側に手すりを設置 * 高低差 75cm 以内ごとに踏幅 150cm の踊場の設置 * 縁端部への 5cm 以上の立上がり又は側壁の設置 <ul style="list-style-type: none"> ● 地形の特殊性により、上記基準を満足するのが困難な場合、幅員・通路に設ける戸・昇降機・傾斜路の構造等は車寄せから出入口までの通路部分に限り適用する |

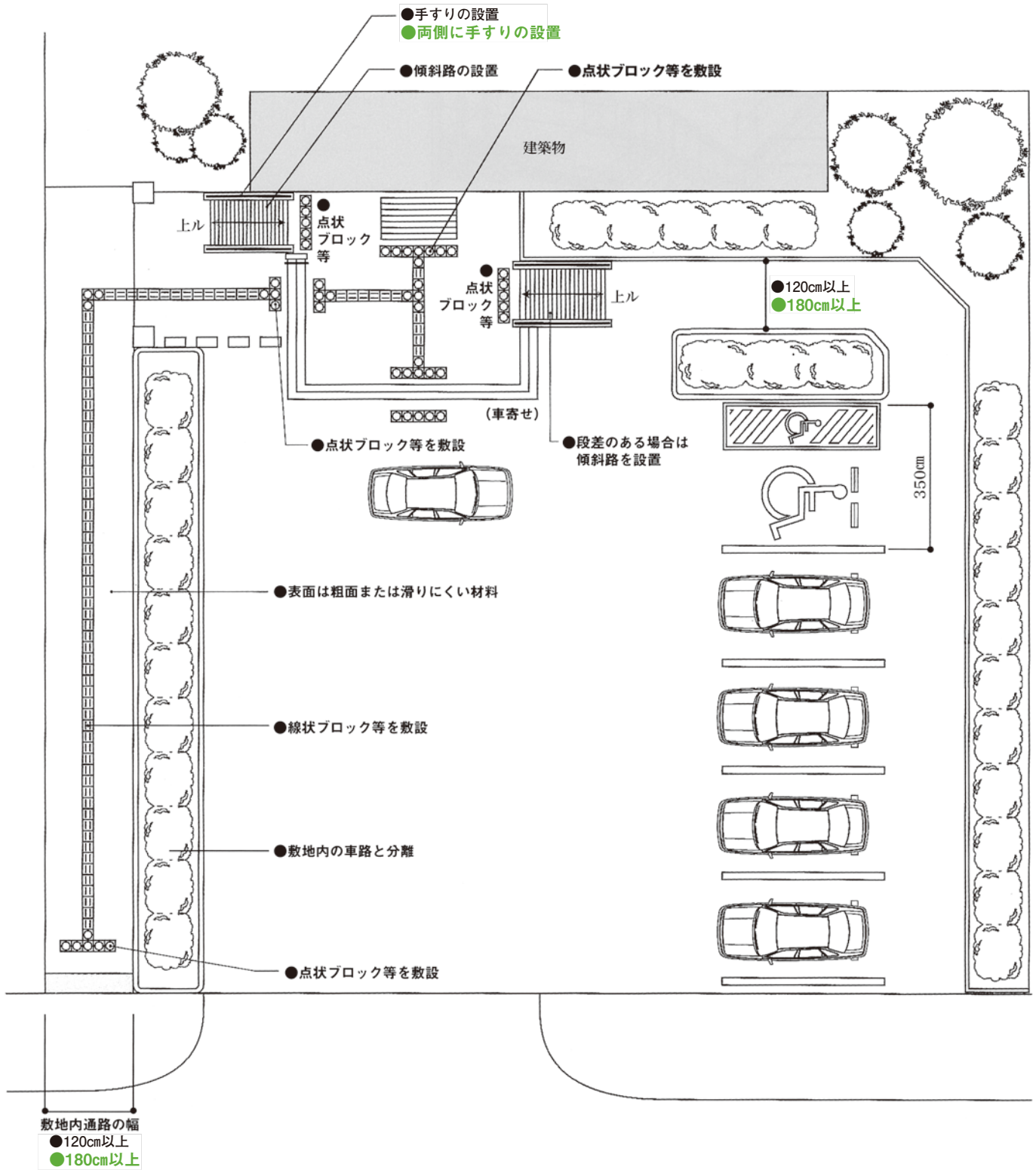
| 整備項目 | 整備基準 | より望ましい基準 |
|------|------|----------|
| | | |

解 説

- バス等が走行するような構内道路を備えた敷地内に複数の建築物が存在し、各建築物の近くまで障害者、高齢者等がバス、タクシー等で到達することが想定される場合には、当該道路に接する部分（車寄せ等）から建築物の出入口までの部分を整備すれば十分であると考えられる。
- 地形が特殊な場合に、建物出入口から「道等に通ずる通路」を「当該公共的施設の車寄せ」と読み替える。
- 通路の幅員120cm（整備基準）は、人が横向きになれば車いすとすれちがえ、松葉杖使用者が円滑に通過できる幅員であり、180cm（より望ましい基準）は、車いす同士がすれ違いやすい寸法である。
- 視覚障害者用の点状ブロック等、線状ブロック等の敷設が求められるのは、次項の、道等から案内設備等までの経路（視覚障害者利用円滑化経路）であり、建物出入口から車いす使用者用駐車施設に至る通路には求められていない。

●条による整備基準、●より望ましい基準、細字は標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

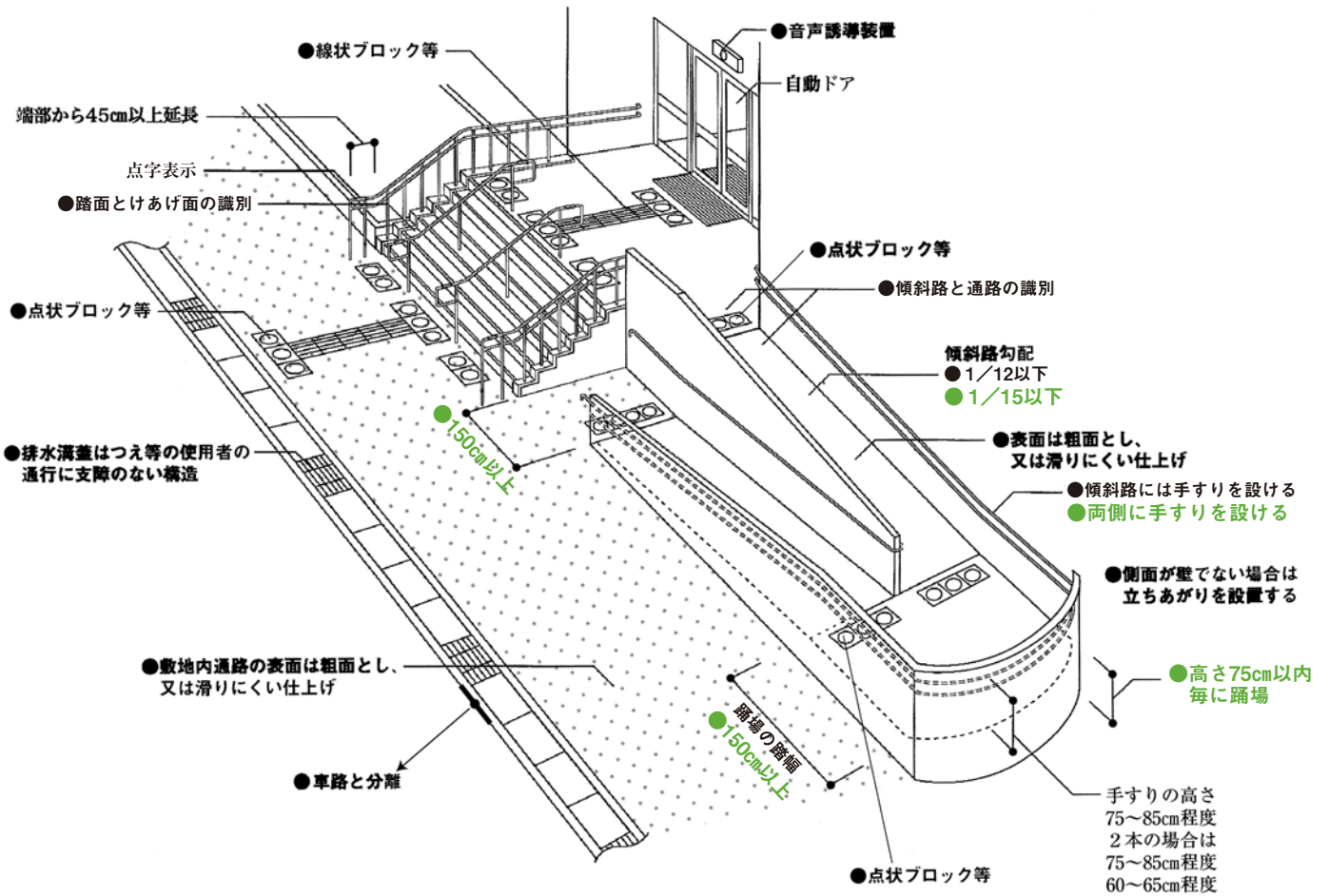
■ 敷地内の通路の整備例



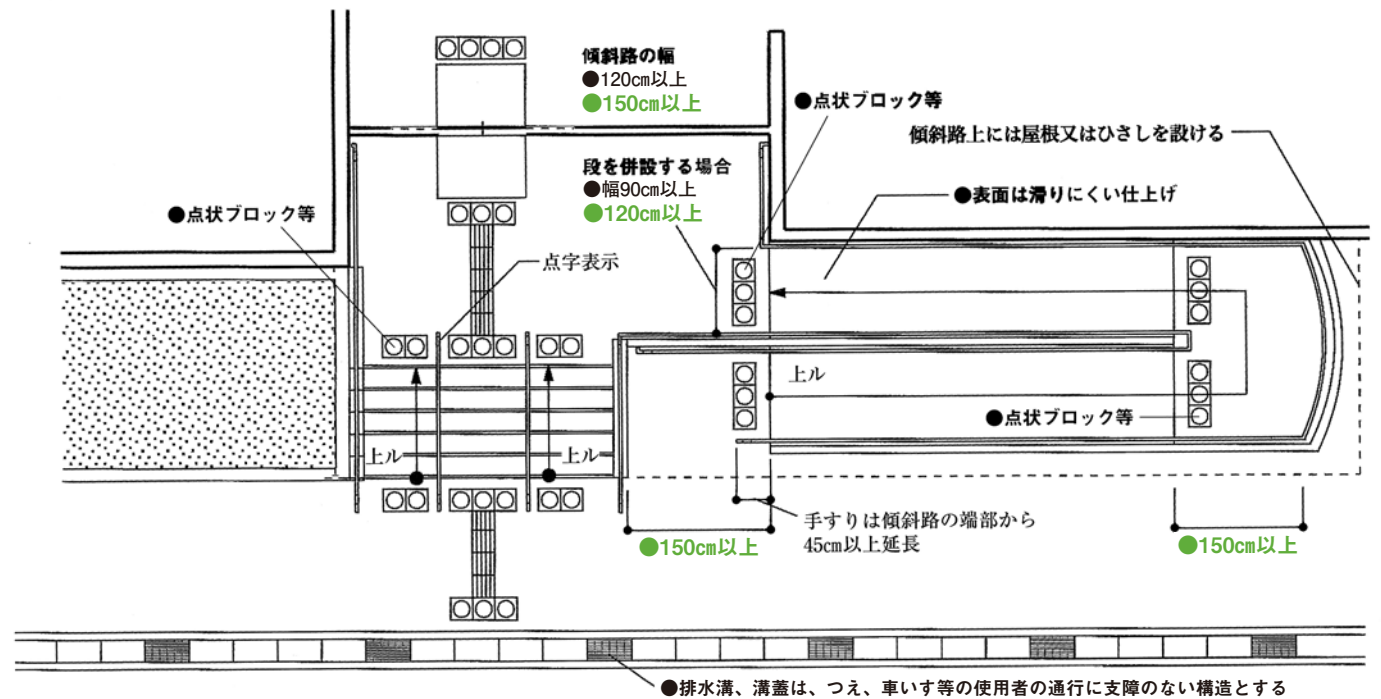
I-17 敷地内の通路

● 条例による整備基準、● より望ましい基準、細字は標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

■ 敷地内の通路

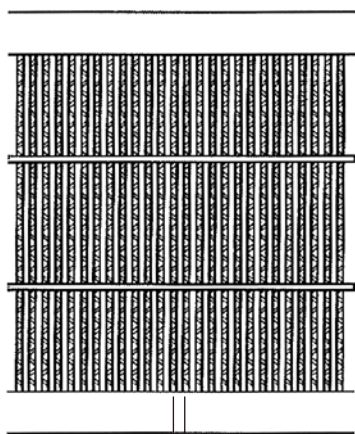


■ 敷地内の通路の平面

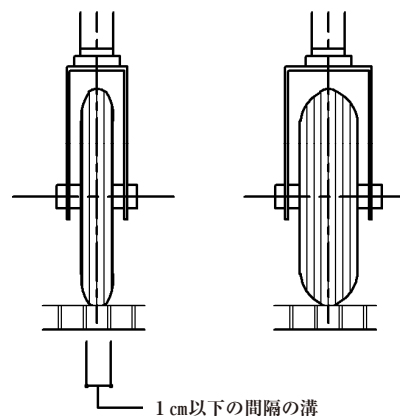
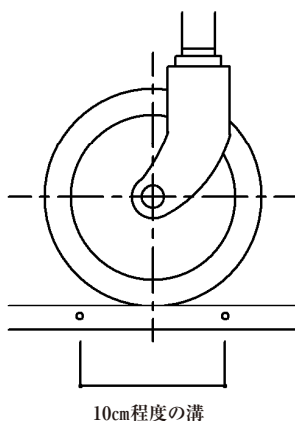


■ 溝蓋の形状

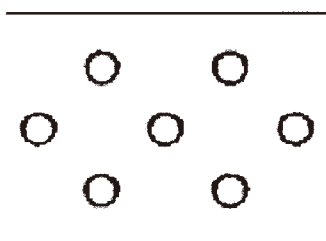
1) 細目タイプ溝蓋



●杖使用者に配慮してすき間が1cm以下とすることが望ましい



2) 丸穴あき型溝蓋

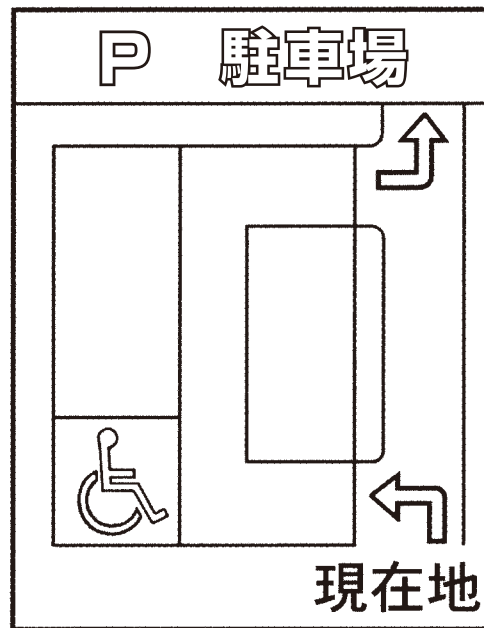


穴直径2cm以下

■ 傾斜路の位置案内表示例



敷地が広い場合など、遠くからでもスロープの設置場所がわかりやすいように案内表示をする場合のマークの一例





視覚障害者 利用円滑化経路

基本的な
考え方▶

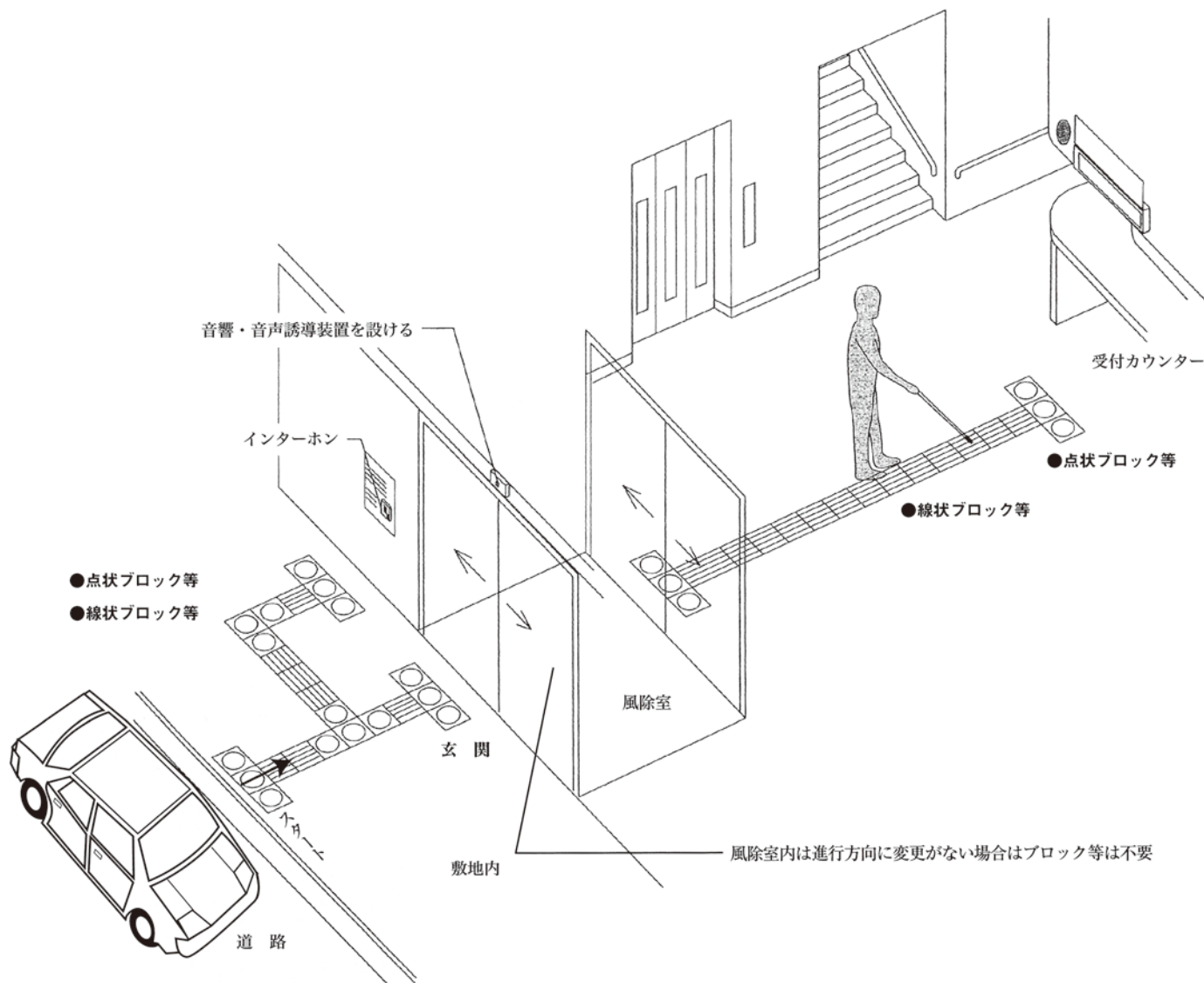
建築物に案内設備を設けた場合、道等から当該案内設備までの1以上の経路を視覚障害者が円滑に利用できる経路とし、視覚障害者誘導用ブロック(線状ブロック、点状ブロック)や音声で誘導する必要があります。視覚に代わる情報伝達方式は複数の方法を併用することが望まれます。

| 整備項目 | 整備基準 | より望ましい基準 |
|--------------|---|----------|
| 視覚障害者利用円滑化経路 | <p>1. 道等から案内設備までの経路(多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限り、学校等及び工場並びに共同住宅の共用部分にあるものを除く)のうち1以上を「視覚障害者利用円滑化経路」とする。ただし、主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合はこの限りでない</p> <p>なお、以下の場合にはそれぞれに掲げる部分を視覚障害者利用円滑化経路と同等の構造とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 利用居室等の配置を容易に視認できる場合(小規模な建築物など) <ul style="list-style-type: none"> →道等から主要な利用居室等までの経路 イ 管理者等が常駐する施設案内所等から、主要な出入口を視認でき、来館者の常時誘導が可能な場合 <ul style="list-style-type: none"> →道等から当該出入口までの経路 ウ 管理者等が常駐する案内所等に通ずるインターホン等を設置しており、来館者の常時誘導が可能な場合 <ul style="list-style-type: none"> →道等から当該インターホン等までの経路 <p>2. 視覚障害者利用円滑化経路は、次に定める構造とすること</p> <ul style="list-style-type: none"> ●視覚障害者誘導ブロック <p>視覚障害者誘導ブロックを適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設置。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない</p> ●点状ブロックの敷設 <ul style="list-style-type: none"> ・車路と交差する部分に近接する部分 ・段又は傾斜がある部分の上端に近接する部分。ただし、次に掲げる部分については、この限りでない <ul style="list-style-type: none"> *勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分 *高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分 *段又は傾斜のある部分と連続して手すりが設けられている踊場の部分 ・通信設備を設ける場合は、当該通信設備に近接する部分 ●敷地内の通路と車路部分との分離 <ul style="list-style-type: none"> ・境界ブロック、植栽帯、又は手すり等の構造物を境界上に設置 ・通路を歩道部分とし、車路部分と仕上げ材等により区分 ・その他視覚障害者が安全に通行できる方法 (必要に応じ、敷地内の通路とその他の部分も上記の方法により分離) ●情報を視覚障害者に示すための措置(点字表示、音声による案内、文字等の浮き彫り) <ul style="list-style-type: none"> ・案内設備に表示されたエレベーター、便所、駐車施設、利用居室等の配置情報 ・通信設備の付近に、当該通信設備の位置及び通信設備がある旨の情報 | |

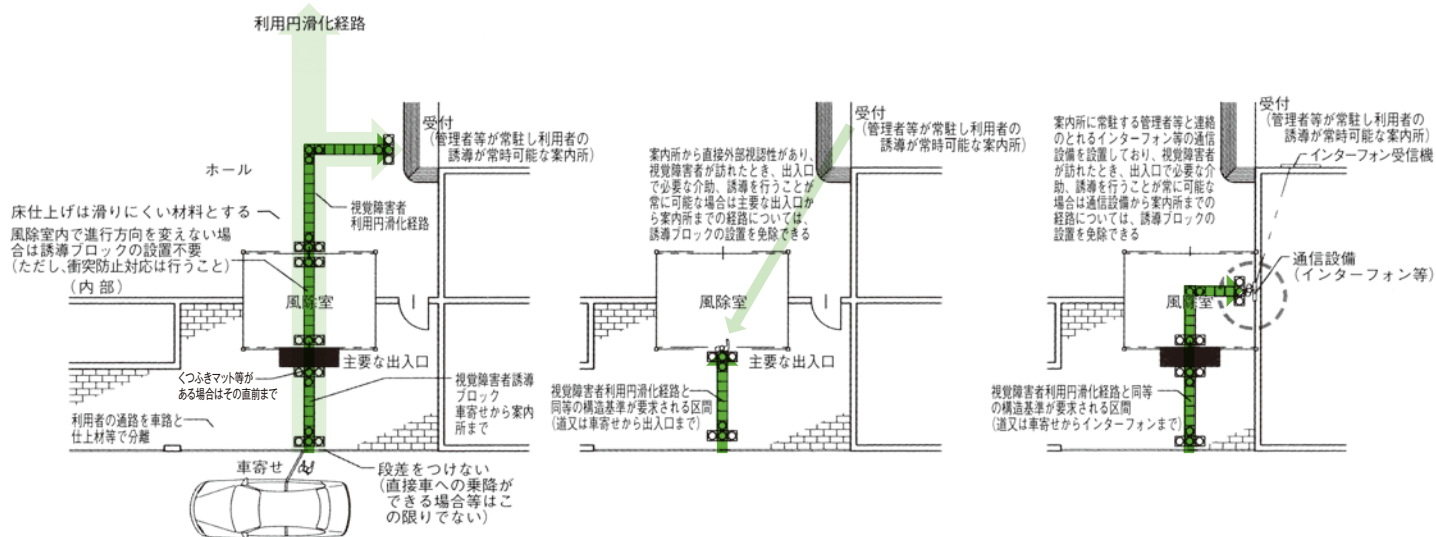
| 整備項目 | 整備基準 | より望ましい基準 |
|-----------|---|----------|
| <p>解説</p> | <p>適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ●多数の者又は主として視覚障害者が利用する経路で道等から案内設備までの経路のうち1つ以上を視覚障害者利用円滑化経路とし、車路との分離、視覚障害者誘導用ブロックの敷設、又は音声その他の方法等により安全かつ適切に誘導することを求めている。 <p>案内設備の設置が免除される場合の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ●小規模な施設等では、道等から主要な利用居室等まで、建築物の主要な出入口が用意に視認できる位置に案内所等を設け、適切に誘導措置が講じられている場合は道等から主要な出入口まで、主要な出入口又は敷地内通路の付近に、管理者等が常駐する案内所等と呼出できるインターフォン等の通信設備を設け、道等から通信設備まで適切に誘導措置が講じられている場合は、道等から通信設備までの経路を、視覚障害者利用円滑化経路と同等の構造とすることを求めている。 <p>適用免除</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自動車の駐車のために供する施設 ●方向転換を伴わない風除室の内部については、視覚障害者誘導用ブロックの敷設を免除している。 ●視覚障害者誘導用経路を構成する敷地内通路内の段又は傾斜がある部分の上端に近接する部分に敷設を求めている点状ブロック等については、緩勾配の傾斜部分又は小規模な傾斜部分の上端に近接するもの、段又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等には敷設を免除している。 <p>視覚障害者誘導用ブロック</p> <ul style="list-style-type: none"> ●歩行方法を案内することを目的とした移動方向を指示するための線状突起のある「線状ブロック等」と、前方の危険の可能性もしくは歩行方向の変更の必要性を予告することを目的とした、注意を喚起する位置を示すための点状突起のある「点状ブロック等」とがある。 周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差を大きくし、容易に識別できるものとする。 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備」とは、音声装置、誘導チャイム等をいう。 | |

視覚障害者利用円滑化経路の整備例

■線状ブロック等、点状ブロック等(視覚障害者誘導用ブロック等)の敷設例



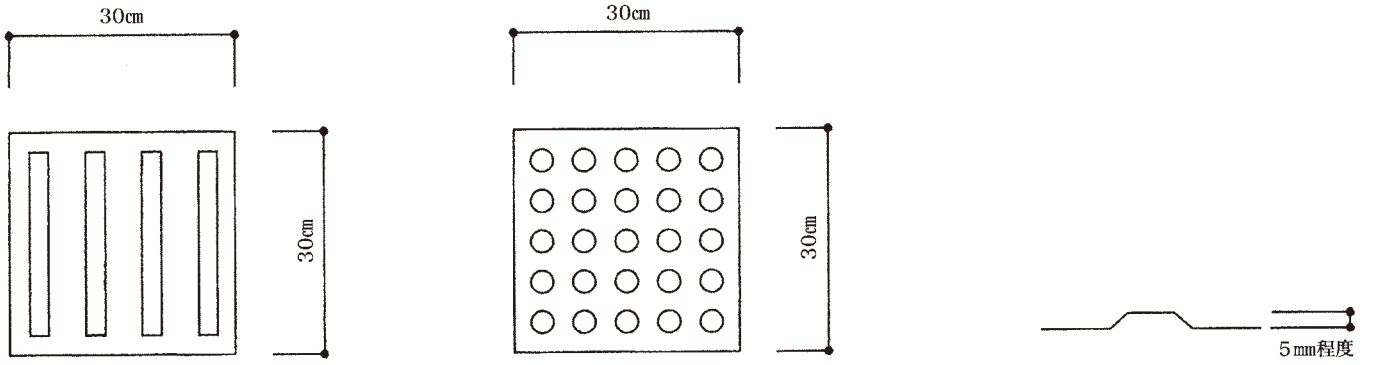
■受付カウンター付近に管理者等が常駐し、出入口の内部での視覚障害者誘導用ブロック等の敷設が不要となる場合 (施設の管理者等は、視覚障害者が訪れたときは、出入口で必要な介助、誘導を行う。)



■ 視覚障害者誘導用ブロック等(J I S T 9251)

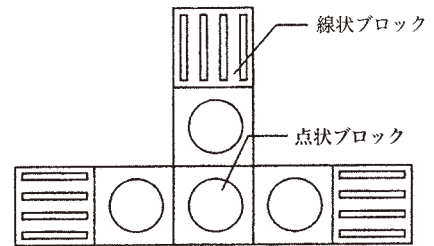
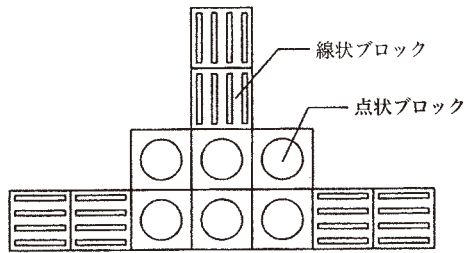
線状ブロック(誘導)

点状ブロック(警告・注意・喚起)

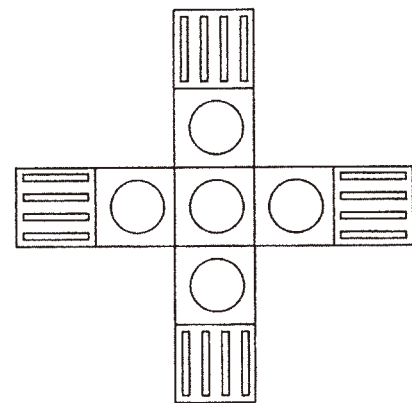
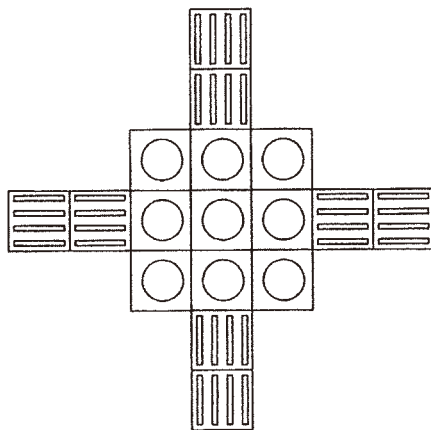


■ 経路分岐点における標準的な敷設の方法の例

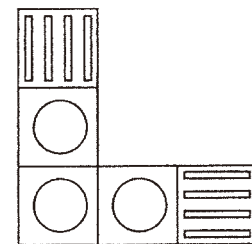
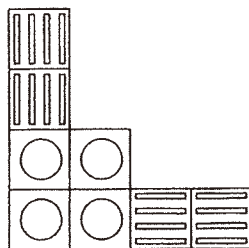
T字形



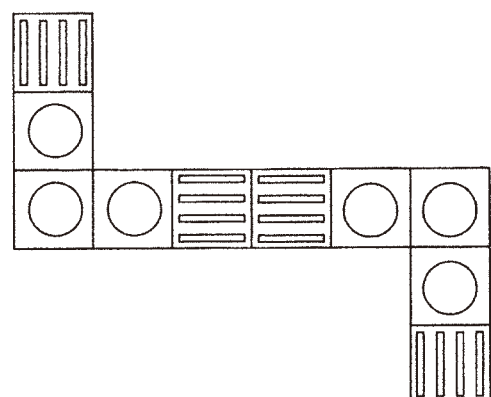
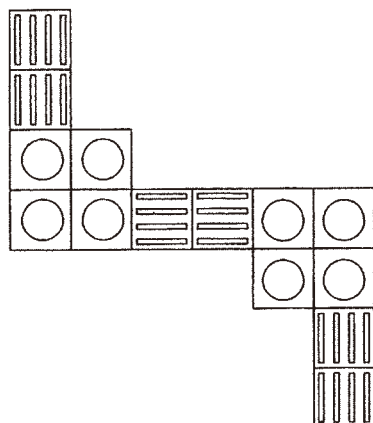
十字形



L字形



クランク





I-19

授乳場所

基本的な
考え方▶

乳幼児連れの人が、安心して利用できるような授乳やおむつ替えができる場所を設ける必要があります。

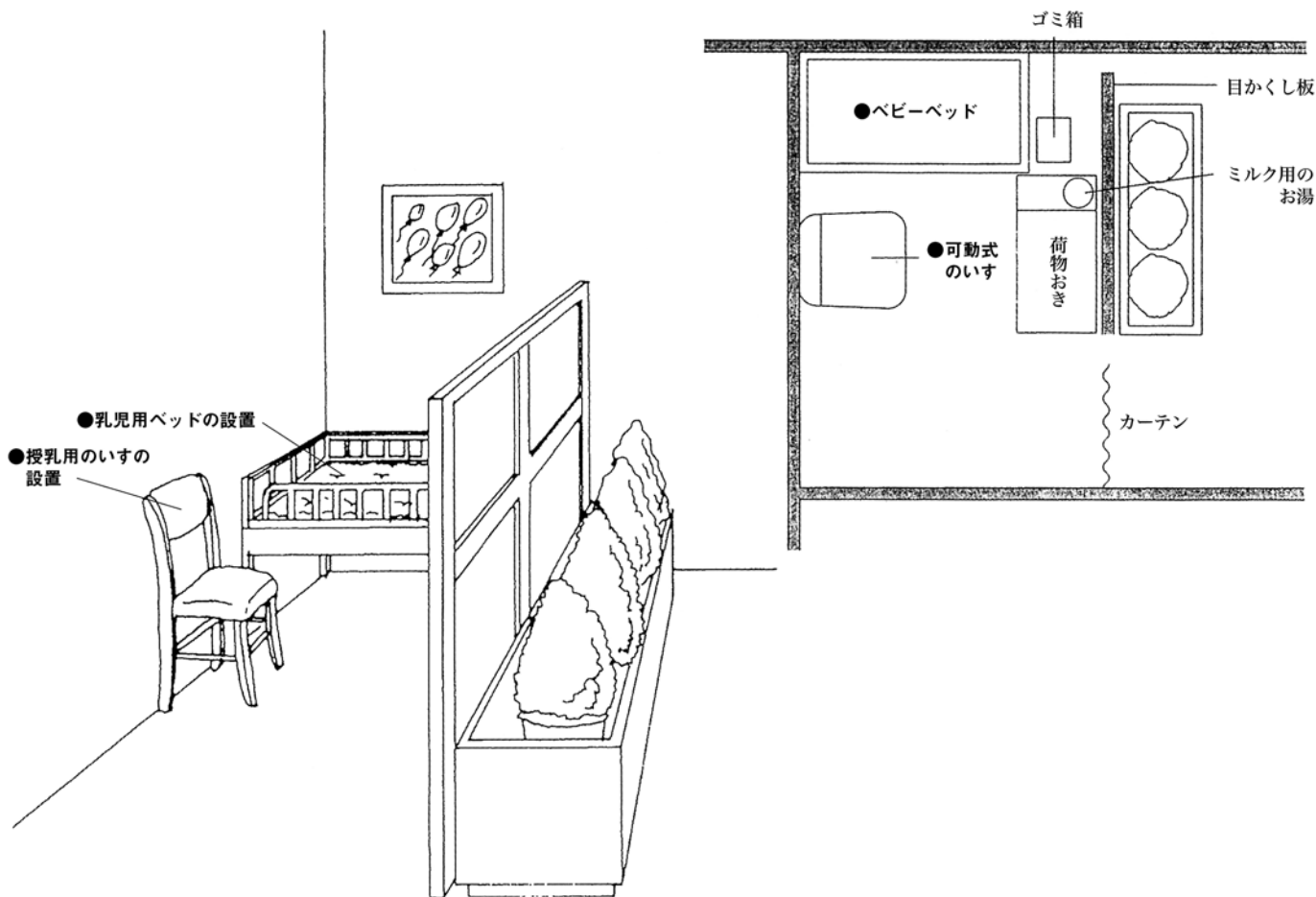
| 整備項目 | 整備基準 | より望ましい基準 |
|------|---|--|
| 授乳場所 | <p>5,000㎡以上の公共性の高い建築物に設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ●授乳用いす及び乳幼児用ベッドの設置 ●授乳場所の出入口又はその付近に、その旨の表示をする | <p>多数の者が利用する建築物に設置（学校等、工場、共同住宅等の共用部分を除く）</p> |

解 説

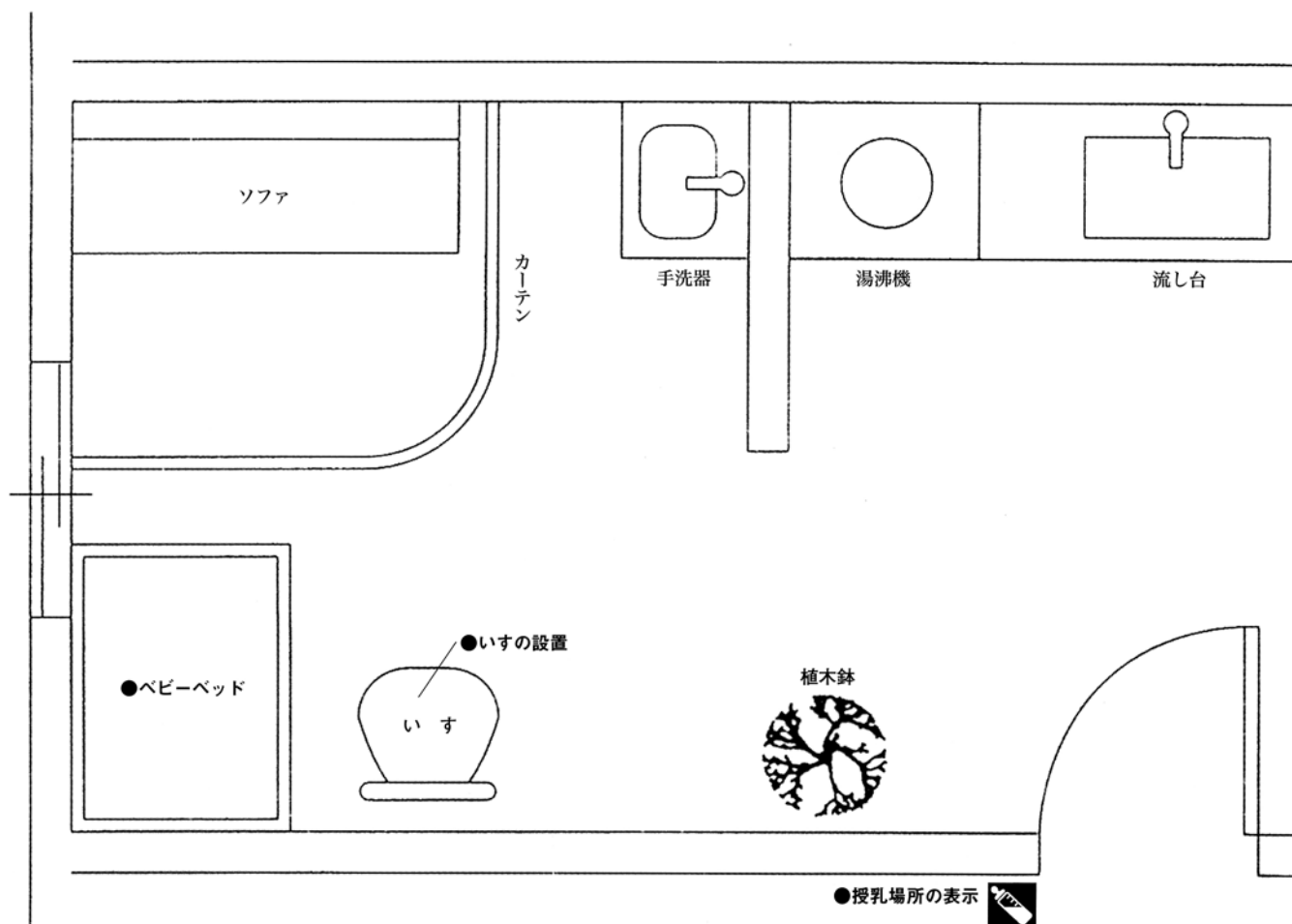
- 授乳やおむつ替えの場所は、独立した部屋を設けることが望ましいが、専用スペースの確保が難しい場合、授乳時のプライバシー保護や衛生面の保護ができれば、休憩室等の一部を利用することも考えられる。
- 授乳場所には、給湯やほ乳瓶の消毒ができる設備を設けることが望ましい。

●条例による整備基準、●より望ましい基準、細字は標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

■ 授乳場所の配置例



■授乳室の例





公共交通機関の施設に適用

I-20

券売機



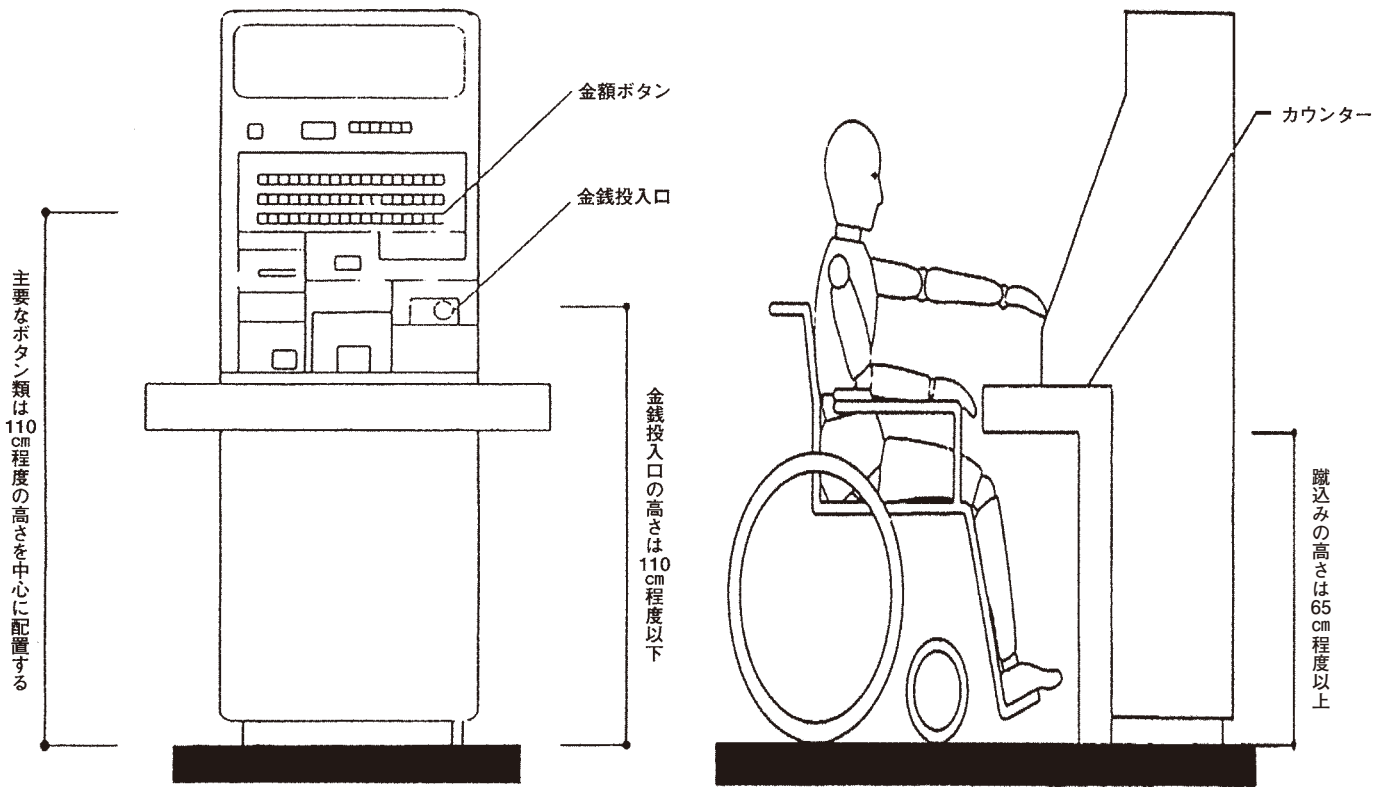
券売機は、車いす使用者及び視覚障害者の利用に配慮したものとする必要があります。

| 整備項目 | 整備基準 | より望ましい基準 |
|--------------|---|----------|
| 券売機 (1以上) | <ul style="list-style-type: none"> ●車いす使用者の利用に配慮した金銭投入口及び操作ボタン、その他の操作部分の高さ等 ●操作部分、操作方法の点字等による表示 ●券売機の前方又は横方向は車いす使用者が接近できる水平スペースを確保する | |

解説

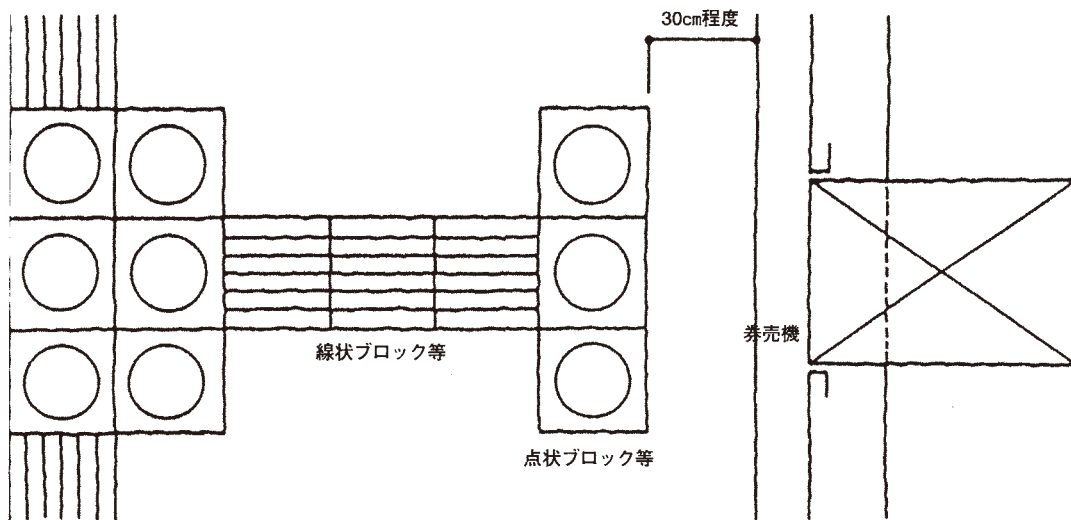
- 「金銭投入口及び操作ボタン、その他の操作部分は、高さ等について、車いす使用者の利用に配慮したものとする」とは、金銭投入口の高さを120cm前後とするとともに、車いす使用者が券売機に接近しやすいようカウンター下部は車いすのキャスターやひざが入るスペース（高さ65cm程度、奥行き45cm程度）を設けることなどが挙げられる。

■ 券売機の設置例



車いすが容易に接近しやすいよう
カウンター下部に蹴込みを設ける

■ 視覚障害者に対する誘導の例



視覚障害者誘導用ブロック